

平成二十年六月十三日提出  
質問第五三二号

国会議員の特権と認識されかねない国会議員宿舍や各種手当についての政府の認識に関する質  
問主意書

提出者 鈴木宗男

国会議員の特権と認識されかねない国会議員宿舎や各種手当についての政府の認識に関する質

問主意書

一 昨年四月一日より入居可能となった港区赤坂にある国会議員宿舎（以下、「赤坂宿舎」という。）の実際の入居状況につき、昨年四月二十三日の衆議院決算行政監視委員会第一分科会における鬼塚衆議院事務局事務次長の答弁によると、自由民主党百九十一、民主党・無所属クラブ七十一、公明党十九、日本共産党六、社会民主党・市民連合四、国民新党・無所属の会三、無所属六、計三百戸の割当となっており、同年四月二十二日現在、入居希望者数百八十四名、実際の入居者数は三十五名であるとのことであったが、本年六月十三日現在、「赤坂宿舎」の各会派別の実際の入居者はどうなっているか、政府は承知しているか。

二 「赤坂宿舎」の賃料は九万二千円で、港区赤坂という土地柄、また「赤坂宿舎」の豪勢さからみても不釣り合いであるとの批判が当初なされ、それを受けて議院運営委員会において種々見直しがなされてきたものと承知するが、現在「赤坂宿舎」の賃料はいくらになっているか、政府は把握しているか。

三 「赤坂宿舎」の賃料は、社会通念、一般の相場に照らして安すぎないか。政府の率直な感想、認識を示

されたい。

四 「赤坂宿舎」の建設費並びに年間維持費はどれくらいか、政府は承知しているか。

五 衆参両院の国会議員全員に対して、毎月百万円の文書通信交通滞在費（以下、「文通費」という。）が支給されているが、「文通費」の趣旨からして、毎月百万円という支給額は多すぎないか。政府の率直な感想、認識を示されたい。

六 「文通費」には精算の義務がなく、また用途を後に報告することも義務付けられていない。名称は「文書通信交通滞在費」とされているが、実際は文書通信費、交通費、または宿泊等の滞在費用として使用したかどうかを証明することは一切義務付けられておらず、いわば渡しきりのお金が毎月国会議員全員に一人当たり百万円も支給されていることについて政府、特に財務省の率直な感想、認識を示されたい。

七 現在政府、特に財務省においては、税金の無駄遣いを徹底してなくし、先進国でも類のない赤字を抱える我が国の財政を再建することが喫緊の課題であると承知するが、確認を求める。

八 財政再建を進めている政府として、「赤坂宿舎」の賃料や「文通費」の支給額のように、国民から見ても国会議員の特権ともとられかねない制度のあり方についてどのような見解を有しているか。「赤坂宿舎」と

「文通費」に関する事項については、議院運営委員会において取り決めがなされ、政府が直接その決定に関わるものではないことは重々承知しているが、衆議院はじめ国の機関から予算の概算要求を受け、国家予算の最終的な決定を下すのは、あくまでも政府、特に財務省である。「赤坂宿舎」及び「文通費」のあり方について、それが適切なものか、国民の理解を得られるものかどうか、政府、特に財務省の率直な見解を示されたい。

右質問する。